

# 議会改革特別委員会記録（第11回）

1. 日 時 令和4年8月23日（火）午後1時30分
2. 場 所 役場三階 議会議場
3. 案 件 (1)「町議会基本条例に関する事」について  
(2)「議員定数に関する事」について  
(3)「議員報酬に関する事」について  
(4)「その他議会改革に関する事」  
( 常任委員会の所管事項) について  
(5) その他
4. 出席議員 奈良岡文英委員長 外12名
5. 欠席議員 なし
6. 出席書記 木村宣文事務局長、佐藤健局長補佐
7. 会議概要

開 会 午後1時00分

奈良岡委員長：あいさつ後、開会を宣する。

事務局に報告事項及び配付資料の確認を求める。

事務局長：配付資料の確認。（配付漏れなし）

奈良岡委員長：事務局に前回の特別委員会の協議結果を説明させる。

木村局長：資料に基づき、前回の協議結果を説明する。

奈良岡委員長：案件（1）「町議会基本条例に関する事」について、協議に入り、事務局へ説明を求める。

木村局長：資料に基づき、第18条の件について説明する。

奈良岡委員長：委員へ意見を諮る。

浅利委員：修正前の案が良いと思う。

奈良岡委員長：他にありませんか。奈良議会基本条例策定部会長、意見ありませんか。

奈良委員：特に異議ありません。

奈良岡委員長：それでは、第18条は修正前の案でよろしいか。

委員一同：異議なし。

奈良岡委員長：事務局へ反問権の文言について、説明を求める。

木村局長：資料に基づき、反問権の文言について説明する。

奈良岡委員長：反問権の文言について意見を諮る。

浅利委員：2番案の議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため、発言することができるが良いと思う。

奈良委員：1番案の議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため、反問することができるが良いと思う。

木村局長：補足します。ほとんどの市町村が反問の字句を使用している。

相馬委員：近隣で反問権を実行したところはあるのか。

奈良岡委員長：暫時休憩します。

《暫時休憩 午後1時17分～午後1時21分》①

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。休憩中話し合ったが反問権については、1番の案でよろしいか。

委員一同：異議なし。

奈良岡委員長：反問権の文言については、1番案に決定しました。

他に議会基本条例について、質疑ありませんか。

浅利委員：住民の説明など、今後の段取りはどうなっているのか。

奈良岡委員長：ただ今、条例案が決まったので、住民へ案を公表して、パブリックコメントを実施する。その後、制定の手続きになる予定です。

浅利委員：具体的な日程はどうなるのか。

木村局長：町広報紙に予告をし、意見公募は秋から冬にかけて行う予定。そのいただいた意見を踏まえての条例制定となる。

奈良岡委員長：町民と語る会においても、議会基本条例案の意見を求めることになる。

浅利委員：町民と語る会の段取りは、どこで決めるのか。

奈良岡委員長：議会基本条例について、委員へ意見を諮る。

浅利委員：基本条例制定の手続きについて、委員長、副委員長へ任せる。

小野委員：町広報と議会広報の両方に載せて、通知するのが良い。

奈良岡委員長：暫時休憩します。

《暫時休憩 午後1時31分～午後1時34分》②

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。議会基本条例は、パブリックコメントを町広報紙へ予告を掲載する。町民と語る会でのテーマとする。

暫時休憩します。

《暫時休憩 午後1時35分～午後1時38分》③

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。町民と語る会について、意見を諮る。

横山委員：今せっかく集まったので、日程を決めた方が良い。

浅利委員：正副議長、両常任委員長で決めてもらえば良い。

五十嵐委員：町民と語る会の参集範囲は対象を絞ってやるのか。それとも町民全体なのか。

奈良岡委員長：これから検討していきます。

横山委員：ある程度のテーマは決めてやった方が良い。

相馬委員：学校関係やPTAも対象に検討してほしい。

浅利委員：コロナ禍なので、参集範囲を考慮する必要がある。

奈良岡委員長：コロナ禍での開催となるので参集範囲を限定して、町内会長等各団体への案内通知とする。

テーマは、議会基本条例についてとし、開催時期は、11月のりんご収穫後でよろしいか。

委員一同：異議なし。

横山委員：議会基本条例のことなので、あとの詳細は正副議長と改革委員長と策定部会長で決めてもらえば良いと思う。

奈良岡委員長：暫時休憩します。

《暫時休憩 午後1時49分～午後1時51分》④

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。正副議長と奈良議会基本条例策定部会長と奈良岡議会改革特別委員長で、町民と語る会の詳細について協議することを決定。次に、案件（2）「議員定数に関する事」について、協議に入る。委員へ意見を諮る。

浅利委員：重要な案件なので、あまり休憩を挟まないで、議事録へ残してほしい。議長は会派に所属していないので、中立でお願いしたい。

奈良委員：前回までの定数の協議で出た意見を事務局へ配布をお願いしたい。

浅利委員：その意見は、議事録に残っているものなのか。

佐藤補佐：議事録ではないが、議会改革特別委員会の会議録を作成し、町のホームページへ公開し、随時更新している。

奈良岡委員長：暫時休憩します。

《暫時休憩 午後2時00分～午後2時05分》⑤

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。採決の前に委員から意見を諮る。

浅利委員：議員定数の削減は、民主主義の機会の減少につながるもので、改革だとは思っていない。合併時議員は30人いたが、現在は14人です。町の人口減少は横ばいであるので、現状維持が良いと思う。その方が多様な意見を吸い上げることができると思う。ただし、来年の議員選挙もまた無投票であれば、定数について、考えなければいけないと思う。委員会報告は、両論併記でお願いしたい。

奈良委員：町も人口減少に陥り、将来的には、1万3千人くらいで推移すると思っている。県内他町村では、議員一人当たり1,100人以上が現状だ。時代背景に合わせて結論を出すことが大事だと思う。

横山委員：次回から選挙費用の公費負担があるなど選挙制度が変わるので、その様子を見てからでも良いと思う。

相馬委員：議員とは、選挙に出やすくなったから出るというものではないと思う。身を削ってでも、町を良くしたいという気持ちがなければだめだと思う。まちでは、合併してから大きな災害が3回あったが、その災害時、役場へ駆けつけた議員は何人いたか。昔の議員は、自分の財産をかけてでも立候補している。今はその位の心構えの議員は何人いるのか。この委員会での決定は意思表示であって、効力はない。有権者が納得するように慎重に考えてほしい。

奈良岡委員長：他に意見ありませんか。

委員一同：なし。

奈良岡委員長：他に意見がないようなので、今日は議員定数について、だいたい議論を重ねてきたので、結論を出したいと思うが異議ありませんか。

浅利委員：異議あり。結論を出すのは、定数についてだけか。議員報酬についても結論を見いだすのか。

奈良岡委員長：暫時休憩します。

《暫時休憩 午後 2 時 1 6 分～午後 2 時 3 8 分》⑥

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。議員定数について結論を求めたい。

なお報告書は、いくつかの付帯意見を付けて報告するという事によろしいか。

委員一同：異議なし。

相馬委員：投票は、無記名で人数だけの記載でお願いしたい。

浅利委員：投票は、記名投票の人数記載でお願いしたい。

奈良岡委員長：投票は、記名か無記名かを諮る。

委員一同：無記名の意見が多数。

奈良岡委員長：投票は、無記名投票に決まりました。投票方法は人数だけを記載して下さい。

事務局、投票の準備をお願いします。暫時休憩します。

《暫時休憩 午後 2 時 4 2 分～午後 2 時 4 7 分》⑦

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。投票を開始します。投票立会人は正副委員長でよろしいか。

委員一同：異議なし。

奈良岡委員長：投票を開始します。

※石澤委員より順番に投票する。奈良岡委員長を除く 1 2 名。

奈良岡委員長：投票結果を発表します。

○投票結果：定数 1 2 人 8 票

定数 1 4 人 4 票 合計 1 2 票（委員長除く）

奈良岡委員長：議員定数に関する協議結果は、定数 1 2 人とし、併せて今まで出た意見を付帯することによろしいか。

委員一同：異議なし。

奈良岡委員長：次に案件（3）「議員報酬に関する事」について、協議に入り、事務局へ説明を求める。

木村局長：資料に基づき、議員報酬の全国町村議会議長会の議員報酬シミュレーションの算定について、説明する。

奈良岡委員長：委員へ意見を諮る。

奈良委員：時代の変化とともに物価の上昇や最低賃金とかも変わってきている。若い人が議員を目指すに当たって、生活給程度への報酬アップも必要だと思う。町民が許せる限度の中で、報酬アップを審議会にお願いしたい。

横山委員：報酬審議会には、要求金額を示さないで、提出してもらいたい。

浅利委員：町村議会では生活給というのは、無理だし望むべきではないと思う。0 円要求でお願いしたい。

奈良委員：私は生活給とは言っていない。生活給にもなり得るという意味で言っている。ご理解いただきたい。

相馬委員：報酬については、審議会へ打診することで良いと思う。報酬は全部が全部、生活給というわけではなく、生活の一部に充てているということだと思う。

浅利委員：報酬審議会の審議の流れはどうなるのか。

奈良岡委員長：暫時休憩します。

《暫時休憩 午後2時57分～午後3時03分》⑧

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。

報酬審議会へ議員報酬の増額を要求するかどうか、挙手で決を採りたいと思うが、よろしいか。

委員一同：異議なし。

奈良岡委員長：それでは、挙手をお願いします。

※挙手による表決を行う。

○表決結果：増額要求 10人  
現状維持 2人 合計12人（委員長除く）

奈良岡委員長：議員報酬に関して特別委員会では、報酬審議会へ増額を要求するということに決定します。

次に、案件（4）「その他議会改革に関すること」（常任委員会の所管事項）について、協議に入り、事務局へ説明を求める。

木村局長：資料に基づき、常任委員会の所管事項について説明する。

奈良岡委員長：委員へ意見を諮る。

横山委員：上下水道課は事業課なので、民生教育常任委員会の所管だと畑違いだと思う。所管数のバランスを取るために数合わせをするのは、おかしいと思う。上下水道課よりも会計課でも良いと思う。

浅利委員：所管数のバランスを取るという意味合いもあったが、ライフラインに関することなので、民生教育常任委員会で問題ないと思った。会計課も含めても良いと今思い直したところだ。

奈良委員：横山委員が言うとおおり、今のままで良いと思う。

奈良岡委員長：暫時休憩します。

《暫時休憩 午後3時08分～午後3時13分》⑨

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。

常任委員会の所管事項は、現行のままで良いか。

浅利委員：私に確認する必要はない。配慮は要らない。

奈良岡委員長：暫時休憩します。

《暫時休憩 午後3時14分～午後3時15分》⑩

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。

常任委員会の所管事項（課）は、当面このままでいくということによろしいか。

委員一同：異議なし。

奈良岡委員長：他に質疑ありませんか。

委員一同：なし。

奈良岡委員長：その他でペーパーレスについて協議に入る。

木村局長：議案等ペーパーレスでよろしい方、お知らせ下さい。

三上委員：ペーパーレスにします。

※ペーパーレス対象議員は、石澤議員、三上議員、阿部議員の3名となる。

奈良岡委員長：他になければこれで終了します。閉会を宣する。

閉 会 午後3時20分

委員長 奈良岡 文 英

## ○令和4年8月23日（火） 第11回協議結果

### (1) 「町議会基本条例に関すること」について

- 第18条は修正前の案にすることを決定。
- 反問権の文言は、1番案の議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため、反問することができるに決定。
- 町議会基本条例案を町民と語る会でのテーマとすることを決定。
- 正副議長と奈良議会基本条例策定部会長と奈良岡議会改革特別委員長で、町民と語る会の詳細について協議することを決定。

### (2) 「議員定数に関すること」について

- 投票結果：定数12人 8票  
定数14人 4票 合計12票（委員長除く）
- 議員定数に関する協議結果は、定数12人となり、併せて今まで出た意見を付帯することを決定。

### (3) 「議員報酬に関すること」について

- 表決結果：増額要求 10人  
現状維持 2人 合計12人（委員長除く）
- 議員報酬に関して特別委員会では、報酬審議会へ増額要求すること決定。

### (4) 「その他議会改革に関すること」について

- 常任委員会の所管事項（課）は、当面このままでいくということ決定。

### (5) その他

- 議案等のペーパーレスは、三上議員が希望されて、石澤議員、三上議員、阿部議員の3名となる。

以上